

繰越金、積立金等表

【資料2】

	A市 (296千人)	B市 (420千人)	C市 (91千人)	D市 (117千人)	E市 (38千人)	F市 (31千人)
積立金	可 単年度交付額の25%を上限 最大5年間 ・当初の用途以外には使えない ・使用額が少ない場合は残金を返金 ・積立を中止の場合全額返金	不可 交付金の残額がある場合は市へ戻入	可 事業加算金の50%もしくは100万円のうち 最長5年を限度 ・予定、計画の明確化 ・未執行の場合は全額返還	可 単年度20万円を限度に3年間 同額以上の自己負担金を合わせて積立 ・交付金額の返金	可 基金の造成連続する5か年 交付金額の2分の1を限度	可 当該年度に交付金25%を上限 ・協議書の提出・審査
繰越	翌年への短期積立という形で可 単年度交付額の25%を上限 上記以上の剰余金発生の場合は返金	不可 交付金の残額がある場合は市へ戻入	不可 可 基礎交付金、事務加算金、区活動交付金 不可 事業加算金			可 当該年度に交付金25%を上限 ・協議書の提出・審査
交付金負担金		有 協議会の構成団体が上部団体に収める年会費	可 不可 区や諸団体への負担金 × 区や諸団体への補助金 × 研修事業等への参加費 ○ 自治振興会同士が連携して実施する事業への負担金 ○		有 他団体への補助金・交付金	
寄付金			不可 他団体や個人への寄付金 賛助金 協力金 募金			
積算根拠	一小学校区当たり154万円	予算の範囲内 交付金額 《均等割(30%)+人口割(37%) 高齢者割(30%)+面積割(3%)》	一般会計市民税決算額3%以内 基礎交付金 (敬老事業・防犯灯設置・消防機材等設置 ・自主防犯活動の補助金をまとめて交付) 区活動交付金 (各区・自治会に支払われていた区等事務活動交付金) 事務加算金 (自治振興交付金の内2,200万円を分配) 事業加算金 (均等割・人口割)	予算の範囲内 基本事業 (均等割40万+世帯割) 付加事業 (他課所管の補助金の総合加算分) 選択事業 (基本事業・付加事業とは別の喫緊の 地域課題を解決する補助制度で発表会 をへて決定)	当該年度交付金 通常事業 1,000万を分配 (均等割50%+人口割50%) ステップアップ事業 (申請した事業を審査し交付決定になる。 ステップアップ事業予算内)	毎年定める予算の範囲内 事務局運営額 地域配分額 (均等割+人口割+面積割) 地域協働事業額 《花いっぱいまちづくり事業 (均等割+人口割) 地域環境保全事業 交通安全事業 (行政区割額)》